

令和 8 年度 固定資産税(償却資産)申告の手引き

本市の税務行政につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。

地方税法第 383 条の規定により、償却資産(他人に貸し付けている償却資産も含む。)を所有されている方は、毎年賦課期日(1月1日)現在所有している償却資産について申告していただくことになります。

つきましては、当該手引きを参考にして適正申告をお願いします。

提出期限：令和 8 年 2 月 2 日（月）

- ◆事務処理の都合上、1月16日(金)までの提出にご協力ください。
- ◆窓口混雑緩和のため、郵送または **eLTAX** による提出にご協力ください。
* **eLTAX** の利用開始・操作方法は、eLTAX ヘルプデスクまでお問合せください。<https://www.eltax.lta.go.jp> 
- ◆申告書を郵送される方で、申告書の控え(受付印押印済)の返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した返信用封筒に切手を貼付のうえ同封してください。
- ◆提出書類(申告書、種類別明細書)に、ホチキス留めはしないでください。
- ◆申告漏れと判断できる資産は、過年度に遡って課税することとなりますので、予めご了承ください。

申告書の提出及び問合せ先

市川市役所 固定資産税課 償却資産担当

●所 在 地：〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号

●電 話：047-712-8666（直通） *受付時間 8:45～17:15

●公式サイト：<https://www.city.ichikawa.lg.jp>





《 目 次 》

1	償却資産とは	1
2	償却資産の主な種類等	1
3	償却資産の申告について	2
4	申告に際しての注意事項	4
5	非課税資産について	5
6	課税標準の特例について	5
7	虚偽の申告をした場合、又は申告しない場合	6
8	申告内容の確認調査について	6
9	過年度への遡及等について	6
10	申告書の記入例	7
11	種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例	8
12	種類別明細書(減少資産用)の記入例	9
13	評価額、税額等の算出方法について	10
14	償却資産に関するQ&A	12
	(別表1) 少額な減価償却資産等の取扱いについて	15
	(別表2) 債却資産に対する課税の取扱い[国税との比較]	15
	(別表3) 業種別の主な償却資産の内容	16
	(別表4) 建築設備における償却資産と家屋の区分について	17
	(別表5) 主な償却資産の耐用年数	18
	提出前チェックリスト	19

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます。）をいいます。

例えば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

ただし、①鉱業権・漁業権・特許権などの無形減価償却資産、②固定資産税が課税される土地・家屋、③自動車税及び軽自動車税が課税される自動車等は、課税の対象なりません。

2 償却資産の主な種類等

種類		主な償却資産	
1	構築物	土地に定着した土木設備、建物以外の工作物	広告塔、門、外灯、構内舗装(駐車場の路面舗装を含む。)、煙突、緑化施設等
	建物附属設備	建物附属設備	変電設備、生産用エレベーター、建物から独立した諸設備等
2	機械及び装置	製造機械設備 工作機械 搬送設備 その他の設備	食料品製造業用設備、生産用機械器具、その他の製造業用設備等 旋盤、フライス盤、ボール盤等 クレーン、コンベア等 ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、駐車場機械装置、ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備、太陽光発電設備等
3	船舶	モーター ボート、客船、貨物船、漁船等	
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5	車両及び運搬具	台車、フォークリフト（大型特殊自動車に限る）、大型特殊車両（ナンバープレートの分類番号で左から一桁目が「0」番台、又は「9」番台のもの）等	
6	工具・器具及び備品	ドリル、カッター、万力等の工具、机、パソコン、コピー機、美容・理容器具、金庫、ロッカー、陳列ケース、自動販売機、ルームエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、カラオケ等の音響機器等	

3 債却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

賦課期日（令和8年1月1日）現在、市川市内で事業を営んでいる個人及び法人（事業所等の有無に関係なく、事業用資産を市川市内に所有する場合を含む。）。

なお、事務処理の都合上、償却資産が無い場合でも申告書の提出をお願いします。

(2) 申告方法

①前年度に申告された方（電算申告を除く。）……………『増 減 申 告』

※市から送付された申告書に同封の「種類別明細表」を参照し、増減資産を記入してください。

◎下表の区分により、○印を付している書類を提出してください。

提出書類等 申告区分	申 告 書	種類別明細書		留意事項	記入の仕方は 7～9ページを 参照して下さい
		増加資産 ・ 全資産用	減少 資産用		
資産の増減がない方	○	×	×	申告書「18. 備考」欄中、「2. 昨年の申告資産に増減なし」に○印を付してください。	
該当する資産がない方	○	×	×	申告書「18. 備考」欄中、「3. 該当する資産なし」に○印を付してください。	
増加した資産のみの方	○	○	×	明細書（増加資産・全資産用）に増加資産のみを記入してください。 ※ 申告書「18. 備考」欄中、「1. 増加減少資産あり」に○印を付してください。	
減少した資産のみの方	○	×	○	明細書（減少資産用）に減少資産のみを記入してください。 ※ 同上	
増加・減少の両方ともある方	○	○	○	明細書（増加資産・全資産用）に増加資産を、 明細書（減少資産用）に減少資産を記入してください。 ※ 同上	

② 初めて申告される方及び電算申告される方……………『全資産申告』

※電算申告される方は、必ず全資産の明細書を添付してください。

自社で作成した申告書を提出する場合は、本市の申告書を同封してください。

③ 下表の区分により、○印を付している書類を提出してください。

提出書類等 申告区分	申告書	種類別明細書	留意事項
		増加資産・ 全資産用	
該当する資産がある方	○	○	明細書には、市川市内に所有する全資産を記入してください。
該当する資産がない方	○	×	申告書「18. 備考」欄中、「3. 該当する資産なし」に○印を付してください。

(3) 提出上の注意事項

市から送付された複写式の申告書及び種類別明細書は、それぞれ1枚目が市役所提出用、2枚目が申告者控用です。記入された項目は、そのまま電算処理用データとして使用しますので、記入もれのないようお願いします。

※郵便等により申告書を提出する方で、控用に受付印が必要な場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(4) 申告書等の記載方法が分からぬ場合

申告書等の記載方法が分からぬ場合は、償却資産担当までお問い合わせください。

なお、来庁される場合は、取得した償却資産の「取得価額」「取得年月日」が確認できる書類の持参をお願いします。

例：領収証、帳簿類、確定申告書（決算書）一式、契約書（請負・売買・賃貸契約書等）等

(5) マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

償却資産申告書の様式にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記載と本人確認書類（個人番号カード等の写し）の提出をお願いします。ただし、法人番号につきましては、本人確認資料の添付は不要です。

なお、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は受理します。

※本人確認資料の不備等により本人確認が出来ない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理しますので、予めご了承ください。

4 申告に際しての注意事項

- (1) 耐用年数が1年以上で、取得価額10万円以上の償却資産が申告対象になります。
- 法人の場合、10万円未満の償却資産であっても減価償却資産として経理している資産は、申告対象となります。
- ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の償却資産で、法人税法又は所得税法上の規定により、3年間で一括して償却を行うものについては、申告対象になりません。
- (注) 詳しくは、P15 別表1〔少額な減価償却資産等の取扱いについて〕を参照してください。
- (2) 令和8年1月1日現在、事業廃止・法人の解散・市外移転等があった場合は、申告書の「18. 備考」欄中、「4. 廃業・解散・転出等(年 月 日)」の番号に○印を付し、その年月日を記入して必ず申告してください。
- また、資産を売却した場合は、売却先・住所・電話番号も記入してください。
- (3) 賦課期日は、令和8年1月1日ですので、法人の前年決算期以降、令和8年1月1日までの償却資産の増減についても、申告もれがないよう注意してください。
- (4) 取得価額の算定に当たっての消費税の取扱は、税込経理方式を採用している事業者は「税込価額」とし、税抜経理方式を採用している事業者は「税抜価額」となることに注意してください。
- (5) 圧縮記帳している償却資産については、圧縮前の金額となり、下取りを伴う買替償却資産については、下取価額を差し引く前の金額が申告対象の取得価額となります。
- (6) 事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記入してください。
(事業専用割合による取得価額のあん分は、固定資産税の評価上認められていません。)
- (7) 割賦販売資産（リース期間終了後、賃借人の所有となるものを含む。）については、買主がその資産を取得した時点から、買主の所有資産として総額で申告してください。
- (8) 建設仮勘定に経理されている償却資産で、その一部が賦課期日(1月1日)までに完成し、事業の用に供されている資産は申告対象になります。
- (9) 一時的に遊休又は未稼働の償却資産や、簿外資産（耐用年数を経過したものを含む。）であっても、賦課期日(1月1日)現在、事業の用に供することができる資産は申告対象になります。
- (10) 減価償却を行っていない償却資産でも、本来減価償却が可能なため申告対象になります。

(11) 店舗設備を居抜きで購入した場合や償却資産を無償で譲り受けた場合など、取得価額が不明な場合は、取得価額を見積って申告してください。

(12) 改良費（資本的支出）がある場合には、本体部分と区分して、取得年月の異なる毎に申告してください。

(13) 耐用年数の短縮について

法人税法又は所得税法の規定により、所轄国税局長から短縮耐用年数の承認を受けた場合には、短縮した耐用年数の適用ができますので、「国税局長の承認通知書」の写しを申告書に添付してください。

(14) 増加償却について

法人税法又は所得税法の規定により、法定普通償却に加えて増加償却を適用した場合には、所轄税務署長へ提出した「増加償却届出書」の写しを申告書に添付してください。

5 非課税資産について

地方税法第348条又は同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、非課税となります。

該当する償却資産を所有されている方は、「償却資産非課税申請書」に必要書類を添付して提出してください。なお、該当資産に移動がない場合には、初年度のみの提出（次年度以降は提出不要）となります。また、新たに該当資産を取得した場合には提出する必要があります。

6 課税標準の特例について

地方税法第349条の3又は本法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、税負担の軽減を図るため、課税標準の特例が認められています。

前年中取得資産で、該当資産がありましたら、「償却資産特例申請書」に必要書類を添付し提出してください。

「非課税申請書」「特例申請書」は、市川市公式Webサイトからダウンロードが出来ます。

市川市公式Web <https://www.city.ichikawa.lg.jp>

7 虚偽の申告をした場合、又は申告しない場合

正当な事由がなくて申告をしない場合には、地方税法第386条及び市川市税条例第75条の規定により、過料を科せられますので、申告もれ等のないよう充分留意してください。

また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

8 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、電話での問い合わせや資料提供の依頼、実地調査を行っていますので、その際はご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いするがありますので、ご了承ください。

9 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけでなく、資産を取得した翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分。）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期（P14、Q16「固定資産税の令和8年度の納期」）とは異なり、納期は1回となりますのでご留意ください。

10 申告書の記入例

記入上の注意

1 住 所	・ 申告書送付先の住所・郵便番号及び電話番号を記載してください。 ・ 納税通知書のみ別の住所にしたい場合、()書きでその住所も記載してください。
2 氏 名	資産所有者の氏名(法人の場合は、法人名及び代表者氏名)を記載してください。

3 マイナンバー 個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

4 事業種目 事業種目を具体的に記載してください。

7 税理士等の氏名
経理を委託している税理士等の氏名・電
話番号を記載してください。

16 借用資産
借用資産(リース資産等)がある場合、「有」
印を付し、賃主の住所・名称及び電話番
号を記載してください。

該当する番号に○印を付して下さい。
なお、1に○印を付した場合は、種類別明細書を作成してください。

※既に印字されている「1住所」・「2氏名」等に誤り(変更)がある場合は、**赤字**で訂正してください。

(注)1 色刷りされた項目は記入不要です。(自社の電算申告による場合は記入して下さい。)

11 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

合和8 年度	
* 所有者コード	資産の名称等 (カタカナで記入して下さい)
061234-2 0.1	

（提出用） 種類別明細書（増加資産・全資産用）

- 資産の種類
この冊子(P1)の「2 債却資産の主な種類等」を参照してください。

行 番 号	資 産 の 種 類 名	資 産 コ ード	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 減 価 値	年 数	(イ) 課税標準額			課 税 標準 額	増 加 事 由	摘 要	1 枚目 提出用
									千 百 十 万 円	千 百 十 万 円	千 百 十 万 円				
01	2	ミニユンボ、	ミニユンボ、	1	4 8 12	35000000	50	0	千 百 十 万 円	千 百 十 万 円	千 百 十 万 円	千 百 十 万 円	1・2 金 牌 による 愛入		
02	2	コンブレッサード	コンブレッサード	2	5 7 3	3000000	12	0					3・4		
03	6	クーラー	クーラー	5	5 7 5	1250000	6	0					3・4		
04	6	キンコ	キンコ	1	4 18 4	176000	8	0					3・4		
05	6	シムツクエ	シムツクエ	1	4 20 10	150000	15	0					1・2 フリ 5 移動		
06	6	ハロソコン	ハロソコン	2	5 6 11	250000	4	0					3・4 申告され る		
07									0				1・2		
08									0				3・4		
09									0				1・2		
10									0				3・4		
11									0				1・2		
12									0				3・4		
13									0				1・2		
14									0				3・4		
15									0				1・2		
16									0				3・4		
17									0				1・2		
18									0				3・4		
19									0				1・2		
20									0				3・4		
									小計	12	8326000				

注意：「年号」の欄は3昭和、4平成、5令和です。「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他(他のいざれかに○印を付けてください)。

(注) 1 前年度申告者で増加資産がある場合には、その増加資産について記入して下さい。
現在所有する全資産について記入して下さい。

2 色刷りされた項目は記入不要です。
3 増加事由の欄は必ず記入して下さい。

12 種類別明細書（減少資産用）の記入例

令和 8 年度		(提出用) 種類別明細書 (減少資産用)									
* 所有者コード	資産の名称等	数量	取得年月	取 得 価額	耐 用 年 度	申告年度	減少の事由及び区分	所 有 者 名			1 敷目
061234-2	行資番の抹消コード	1	4 1 0	4	1 櫻 百万	500000	1	1・②	3・4	1・②	当初取扱額100万円(数量1)のうち50万円(数量1)分が減少

第16号様式表二(提出用)

資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月	取 得 価額	耐 用 年 度	申告年度	減少の事由及び区分	所 有 者 名	1 敷目
01	16000100	カシハシ	1	4 1 0	4	1 櫻 百万	500000	1	1・②	3・4
02	60002100	ハソコン	2	4 2 6	11	424000	6	1・②	3・4	①・2
03	60003000	ロッカー	5	4 2 9	7	400000	15	1・2・③	4	①・2 R7.3 ○○市○○支店へ移動
04										1・2・3・4 1・2
05										1・2・3・4 1・2
06										1・2・3・4 1・2
07										1・2・3・4 1・2
08										1・2・3・4 1・2
09										1・2・3・4 1・2
10										1・2・3・4 1・2
11										1・2・3・4 1・2
12										1・2・3・4 1・2
13										1・2・3・4 1・2
14										1・2・3・4 1・2
15										1・2・3・4 1・2
16										1・2・3・4 1・2
17										1・2・3・4 1・2
18										1・2・3・4 1・2
19										1・2・3・4 1・2
20										1・2・3・4 1・2
		小計	8							1324000

- (注) 1 色刷りされた項目は記入不要です。
2 減少の事由及び区分の欄は、必ず記入してください。

※ 同封の種類別明細表を参照の上、記入してください。

○ 資産の種類

減少した資産の種類を記載してください。

○ 抹消コード

減少した資産の資産コード(市が付番したもの)を正確に記載してください。

○ 資産の名称等及び数量

減少した資産の名称及び数量を記載してください。

○ 取得年月

減少した資産の取得年月を記載してください。

○ 取得価額

減少した資産の減少部分に対応する取得価額を記載してください。

○ 摘要

減少の区分が「2.一部」に該当する場合は、下の[例]のように記載してください。

○ 例

当初取得価額100万円(数量2)のうち50万円(数量1)分が減少

記入上の注意

1 3 評価額、税額等の算出方法について

(1) 評価額の算出

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、償却資産1品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産（初年度）	前年前に取得した資産（2年度目以降）
取得価額 × $(1 - r / 2)$ = 取得価額 × A	前年度評価額 × $(1 - r)$ = 前年度評価 × B

r : 耐用年数に応ずる減価率

A : 半年分の減価残存率で《減価残存率表》の(a)欄の率です。

B : 1年分の減価残存率で《減価残存率表》の(b)欄の率です。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

(2) 課税標準額の算出

各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000円未満切り捨て）となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額 (課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合)

(3) 税額の算出

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\begin{array}{ccc} \text{課税標準額} & \times & \text{税率} \\ (1,000\text{円未満切り捨て}) & & (100\text{分の}1.4) \end{array} = \begin{array}{c} \text{税額} \\ (100\text{円未満切り捨て}) \end{array}$$

※課税標準額の合計額が150万円未満(免税点)の場合は、課税されません。

【計算例】

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	令和8年度評価額	合計
舗装路面 (アスファルト)	令和7年6月	2,500,000	10年	(a) 0.897	$2,500,000 \times 0.897$ = 2,242,500円 (令和8年度評価額)	2,528,520円 (令和8年度評価額)
ルームエアコン	令和6年6月	500,000	6年	(a) 0.840 (b) 0.681	$500,000 \times 0.840$ = 420,000円 (令和7年度評価額) $420,000 \times 0.681$ = 286,020円 (令和8年度評価額)	

課税標準の特例の適用がないため、評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額 = 2,528,520円

課税標準額の1,000円未満を切り捨て、税率(100分の1.4)をかけます。2,528,000円 × 0.014 = 35,392円

100円未満を切り捨てます。35,392円 → **35,300円(税額)**

減価残存率表

(「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成)

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中(a) 取得のもの	前年前(b) 取得のもの		前年中(a) 取得のもの	前年前(b) 取得のもの		前年中(a) 取得のもの	前年前(b) 取得のもの
1			21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
2	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
16	0.933	0.866	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	60	0.981	0.962

14 債却資産に関するQ&A

Q1 事業用の建物を所有した場合、どのようなものが申告の対象になりますか。

A 受変電設備、蓄電池設備などの建物附属設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む。）、外構工事や広告塔などの構築物については、債務資産として申告の対象になります。
申告対象となる具体的な資産名は、当該手引きの P1（2 債却資産の主な種類等）、P16 及び P17（別表 3 及び別表 4）を参考に、工事見積書・固定資産台帳等を確認してください。
なお、税務上「建物一式」として資産をまとめて減価償却している場合でも、該当する資産を抜き出して申告していただく必要があります。

Q2 昨年アパート経営を始めたのですが、債務資産の申告について教えてください。

A アパートの建物本体は家屋の対象ですが、アパートや賃貸マンション、貸駐車場の設備中に債務資産に該当するものがあります。
申告に当たっては、アパート等の建築請負契約書の工事内容を記載している部分を参照していただき、「外構工事（駐車場の舗装、周囲のネットフェンス、よう壁等）」「屋外給排水設備工事（給排水本管取出工事、雨水貯留槽・浄化槽設置工事等）」「屋外電気設備工事」「屋外ガス工事」「造園工事」「受変電設備工事」等の工事のほか、防犯カメラ、宅配ボックス、自転車置き場、ごみ置き場、各居室に設置したルームエアコン、看板等も申告の対象となります。

Q3 昨年飲食店を自己所有の建物ではなく、貸店舗のテナントとして開業しましたが、債務資産として申告すべきものは、どのようなものが対象になりますか。

A 対象となる資産は、事業を営むために所有している減価償却資産です。店舗用に施工した内装や電気配線、空調設備、給排水設備が債務資産として申告が必要となります。
例として、飲食店の場合は、厨房器具、冷蔵庫、テーブル、椅子、レジスター、ルームエアコン、テレビ等の資産が申告の対象になります。

Q4 減価償却をしていない資産は申告の対象になりますか。

A 現実に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、債務資産として申告の対象となります。

Q5 耐用年数を過ぎた古い資産であっても、申告の対象になりますか。

A 古い資産で減価償却済みであっても、事業の用に供することができる場合は、申告の対象となります。

Q6 未稼働資産や遊休資産のように現在事業の用に使用していない資産であっても、申告は必要ですか。

A 現に事業の用に供することができる資産であれば、償却資産として申告の対象になります。従って、未稼働資産や遊休資産であっても申告する必要があります。

Q7 少額資産は申告の対象になりますか。

A 地方税法上の「取得価額が少額である資産」にあたる場合は、申告の必要がありません。しかし、取得価額が20万円未満の資産についても、申告の対象になる場合があります。具体的には、当該手引きのP15（別表1）を参考にしてください。

Q8 申告対象とならない資産には、どのようなものがありますか。

A 次のようなものがあります。

- イ 自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となるべきもの（実際に自動車税（種別割）等が課されている必要はありません。）
例：小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等
- ロ 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）
- ハ 繰延資産（例：創立費、開業費、開発費等）
- ニ 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時の損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- ホ 取得価額20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ヘ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約の内、法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの
- ト 家屋として固定資産税が課税されるべき資産

Q9 赤字で利益が出ていなくても、償却資産の申告は必要ですか。

A 固定資産税（償却資産）は構築物、機械等を所有する事業者が、所在している市町村から有形無形の行政サービスを受けており、その受益の下に事業活動を行っていることに着目した「応益課税の原則」を基に課税されています。そのため、利益が無い場合でも、償却資産を所有している場合は申告をしていただく必要があります。

Q10 福利厚生施設など、収益事業と直接関わりがない資産でも申告は必要ですか。

A 企業が従業員のために設置している医療施設、寄宿舎、娯楽施設等の福利厚生施設に係る資産については、間接的であるとはいえた企業としてその事業の用に供するものであると認められますので、申告の必要があります。

Q11 償却資産の耐用年数を知りたいのですが。

A 償却資産の評価に用いる耐用年数は、固定資産税評価基準第3章第1節八により、原則として「減価償却資産の耐用年数表等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数によるもの、とされています。
主な資産の耐用年数は、当該手引きのP18（別表5）を参考にしてください。

Q12 償却資産申告書に記載する取得価額とは、事業用資産を購入した際に支払った金額のことですか。

A 取得価額とは、資産そのものの購入価額に付帯費の額を加えた金額になります。
付帯費の額とは、引取運賃、荷役費、運送保険料、納入手数料、据付費など、償却資産をその用途に供するために、直接要した費用の額をいいます。
また、自己が建設、制作、製造した場合には、その建設等のための原材料費、労務費及び経費の額に、付帯費の額を加えた金額によるものとされています。

Q13 市川市内に工場がありますが、本社は市川市外です。この場合、償却資産の申告は必要ですか。また、必要な場合は、どちらに申告すればよいのですか。

A 償却資産の申告は、その資産の所在地の市町村長に申告する必要がありますので、市川市内の工場に帰属する資産に関しては市川市長に、本社に帰属する資産は、本社の所在する市町村長に申告することになります。

Q14 今年は、償却資産の増加・減少がないため、前年と変わりがありません。この場合でも申告は必要ですか。

A 地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在所有する償却資産については、申告する義務があります。
従って、前年と資産の内容に変更が無い場合には、申告書右下「18 備考（添付書類等）」の「2. 昨年の申告資産に増減なし」に○印を付して、期限までに申告してください。

Q15 3月末決算の法人ですが、償却資産の申告書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

A 償却資産の申告期限が毎年の1月31日（土・日の場合は翌開庁日）と地方税法で規定されています。
従って、決算期によって申告期限が変わるものではありません。

Q16 固定資産税（償却資産を含む。）の令和8年度の納期はいつですか。

A 第1期 令和8年 4月30日（木）
第2期 令和8年 7月31日（金）
第3期 令和8年12月28日（月）
第4期 令和9年 3月 1日（月）

(別表 1) 少額な減価償却資産等の取扱いについて

	取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入	申告対象外			
②	3年一括償却	申告対象外			
③	リース資産 (ファイナンスリース)	申告対象外		申告対象	
④	中小企業特例		申告対象		
⑤	個別減価償却		申告対象		

<申告対象とならない資産>

- ①取得価額 10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの
- ②取得価額 20万円未満の資産のうち、3年間で一括償却したもの
- ③地方税法施行令第49条ただし書きによる、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が 20万円未満のもの

※ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した場合でも、固定資産税(償却資産)の申告対象となりますので、ご注意ください。

(別表 2) 債却資産に対する課税の取扱い[国税との比較]

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度	定率法(『固定資産評価基準』に定められた減価率による)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
中小企業者の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却 (法人税、所得税)	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
改良費	原則区分評価 (一部合算評価も可)	区分評価

(別表3) 業種別の主な償却資産の内容

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、キャビネット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
農業	ビニールハウス、農耕用車輌(小型特殊自動車を除く)、温室管理装置、乾燥機などの農業用機械設備、農業用器具等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
鉄工業	施盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
小売業	ショーウィンドー、陳列ケース、自動販売機、冷蔵ストッカー、店用簡易装備、日よけ、陳列棚、陳列台、冷凍冷蔵庫等
喫茶・飲食店	カウンター、室内装飾品、テレビ、カラオケセット、放送設備、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房設備、日よけ、自動販売機、接客用家具・備品等
ガソリン販売業	ガソリン計量機、リフト、充電機、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、テレビ、消火器、自動販売機、構内舗装等
不動産賃貸業	柵、照明等の電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)、駐車場料金精算機、防犯カメラ、屋外給排水設備、自転車置き場、太陽光発電設備等
理容・美容業	理容・美容椅子、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、テレビ、サインポール等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
自動車整備業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機等
医療業(医科・歯科)	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置)、各種検査機器、各種事務機器、待合室用いす、薬品戸棚、陳列ケース、給食用厨房機器等

(別表4) 建築設備における償却資産と家屋の区分について

設備の種類	設備の分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
		(家屋から独立した機器、特定の生産業務の用に供されるもの、単に移動・転倒を防止する程度に家屋に取り付けられたもの等)	(家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高める建築設備)
電気設備	中央監視装置	装置一式（監視盤・センサー・配線など）	
	受変電設備	設備一式（受電盤・変圧器・配電盤・配線など）	
	予備電源設備	設備一式（発電機・蓄電池・無停電電源設備など）	
	太陽光発電設備	設備一式（発電設備・保護回路・架台・配線など）	屋根材一体型ソーラーパネル
	電力引込設備	設備一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備（外灯等）、投光器、スポットライト	屋内照明設備
	電話設備	電話機、交換機等の装置	配線等
	インターホン設備		集合玄関機、配線等
	テレビ共同聴視設備	受像機（テレビ）	テレビ視聴設備一式
	LAN設備	サーバー、端末機、光ケーブル	
衛生設備	防犯（監視カメラ）設備	防犯カメラ、受像機等	配管、配線
	給排水設備	屋外給排水設備（給水引込み、雨水貯留排水、地下水揚水ポンプ等）特定の生産又は業務用の給排水設備	屋内給排水設備（配管、バルブ、高架水槽、高架水槽揚水ポンプ等）
	中水処理設備・雑用水設備	ろ過装置一式、流量調整槽、汚泥貯留槽、ばっき槽	
	浄化槽設備	設備一式	
給湯設備	ガス供給設備	屋外（メーターから外側）の配管	屋内の配管
	局所式給湯設備	給湯器等（流し用）	給湯器等（浴室等と流し用一体型）
	中央式給湯設備	屋外の配管、独立した煙突・煙道	ボイラー、タンク、屋内の配管等
空調設備	コーナーエネレーション（熱電併給）設備	機器一式	付属の給湯タンク、バックアップ用給湯器等
	冷暖房設備	エアコン一式（ウインド型・壁掛け型）	中央空調設備（冷凍機、冷却塔、ボイラー、オイルタンク、空調機、送風機等） 個別空調設備（天井、壁に内蔵式）
	クリーンルーム設備	空気浄化システム機器一式	
防災設備	エアーカーテン		設備一式
	消火設備	消火器、ホース、ノズル、ガスボンベ等、屋外消火栓	消火ポンプ、配管等、火災報知器 不活性ガス・泡消火設備 屋内消火栓、スプリンクラー設備
	避雷設備		避雷設備一式
	免震設備		免震設備一式
駐車場設備	その他	緩降機、避難梯子	
	垂直循環式駐車場（メリーゴーランド式）	機械装置一式	外壁、屋根、基礎
	エレベータースライド方式駐車場（格納部分への水平移動もエレベーターで行うのもの）	エレベーター等機械装置一式	外壁、屋根、基礎
	エレベーター方式駐車場		外壁、エレベーター、基礎 (駐車スペースへは自走により移動するもの)
その他の設備	その他駐車場設備	ターンテーブル 駐車料金自動収納装置等	
	自動ドア装置		開閉装置一式
	POSシステム	機器、配管・配線	
その他	駐輪場設備	駐輪ラック、サイクルコンペア	
	広告塔・看板、サイン	広告塔・看板、ネオンサイン、文字看板、袖看板、案内板	
その他	その他	メールボックス（集合郵便受け、宅配ボックス）	シャッター
		キーBOX	ハト小屋
		掲示板	外階段
		防水板・防潮板	手すり
		ウッドデッキ	
		防鳥ネット	
		AED	
		独立焼却炉	
		電波障害設備	

※掲載した資産は、あくまでも一般的な呼称であり、メーカー等によって異なる場合もあるのでご留意願います。

区分の判別が困難な場合には、施工事業者又は当市役所へ問い合わせ願います。

(別表5) 主な償却資産の耐用年数

資産の種類	細目	耐用年数
建物付属設備	物置(簡易なもの)・仮設建物	7
	賃借物件の内装工事	※
	可動間仕切り(簡易なもの)	3
	給排水設備(下水道、浄化槽、雨水処理施設を含む。)	15
	電気設備	15
	受変電設備	15
	蓄電池電源設備	6
	ガス設備	15
	LAN配線(光ケーブル等)	10
構築物	看板(建物に固定) ・金属造 ・その他もの	18 10
	看板(野外) ・金属造 ・その他もの	20 10
	露天式立体駐車場(自走式のもの)	15
	舗装路面(車止め・ラインを含む。) ・コンクリート敷・ブロック敷 ・アスファルト敷	15 10
	門扉・塀・フェンス ・コンクリート製・ブロック製 ・金属製	15 10
	緑化施設(植栽)及び庭園	20
	工場緑化施設	7
	側溝	15
	自転車置場・サイクルラック	10
	外灯(街路灯)	10
機械装置	機械式立体駐車場(ターンテーブル等)	10
	飲食店業用設備(厨房設備を含む。)	8
	宿泊業用設備(厨房設備を含む。)	10
	自動車整備業用設備	15
	農業用設備	7
	クリーニング業用設備	13
	総合工事業用設備(自走式作業用機械等)	6
	産業廃棄物処理業用設備(自走式作業用機械等)	8
	太陽光発電設備	17
工具・器具及び備品	事務机、椅子、キャビネット ・主として金属製のもの ・その他もの	15 8
	応接セット ・接客用のもの ・その他もの	5 8
	陳列棚、陳列ケース ・冷凍機、冷蔵機付き ・その他もの	6 8
	その他の家具(接客業用のもの)	5
	ラジオ、テレビ等、その他の音響機器	5
	冷房用または暖房用機器、冷蔵庫、洗濯機、その他類似の電気機器、ガス機器	6
	じゅうたん、その他床用敷物 ・小売業、接客業用のもの ・その他もの	3 6
	カーテン、座布団、寝具、その他の類似の繊維製品	3
	食事または厨房用品 ・陶磁器製・ガラス製のもの ・その他もの	2 5
	その他 ・主として金属製のもの ・その他もの	15 8

資産の種類	細目	耐用年数
事務通信機器	電子計算機 ・パソコン(サーバ用のものは除く。) ・その他のもの(サーバー)	4 5
	複写機、レジスター(POSレジを含む。)、その他これらに類するもの	5
	電話設備その他の通信機器 ・デジタル構内交換設備 ・その他のもの	6 10
看板広告器具	看板、ネオンサイン	3
	その他のもの ・主として金属製のもの ・その他もの	10 5
	金庫	5
	その他のもの	20
工具・器具及び備品	理容美容	5
	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	血液透析又は血しょう交換用機器	7
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器 ・ファイバースコープ ・その他もの	6 8
	レントゲン、その他電子装置を使用する機器 ・移動式、救急医療用、自動血液分析機 ・その他もの	4 6
	その他のもの ・陶磁器又はガラス製のもの ・主として金属製のもの ・その他もの	3 10 5
娯楽器具	パチンコ台	2
	パチスロ台・スロットマシン	3
	トレーニングマシン	3
その他	シート及びロープ	2
	漁具	3
	自動販売機	5
	無人駐車管理装置	5
	焼却炉	5
	防犯カメラ	6
	集合郵便受け、宅配ボックス	10
	トレーラーハウス ・被けん引車両として使用 ・簡易建物として使用	4 7
	ドローン ・カメラ機能のみ ・肥料散布などの農作業に使用	5 7

※ 天井、壁などの内部造作工事については、その建物の耐用年数、造作の種類、用途、使用材料等を勘案し、合理的に見積もった耐用年数を適用する。
なお、給排水設備や電気設備などは、建物附帯設備の耐用年数を適用する。

(注) 機械装置となる設備の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(別表第2)」に掲げる設備の耐用年数を適用することとなるので留意すること。

提出前チェックリスト

提出前にご確認ください。

共通確認事項

- 申告書に記入されていますか？
 - 「1.住所・電話」と「2.氏名」
 - 「6.この申告に応答する者の係及び氏名・電話」
 - 「7.税理士等の氏名・電話」（申告を税理士に依頼する場合）
 - 「15.市内における事業所等資産の所在地」
- 令和8年1月1日現在で所有している資産の申告になっていますか？

資産の増加減少がある方

- 種類別明細書（増加資産・全資産用）、（減少資産用）に以下の項目が記載されていますか？（参考：P8）
 - 年度
 - 所有者コード（申告書に所有者コードの印字がある方）
 - 所有者名
 - 資産の種類
 - 名称
 - 数量
 - 取得年月
 - 取得価額
 - 耐用年数
 - 増加事由
- 申告書の取得価額欄に資産の種類ごとの合計（（ハ）と（ニ））が記入されていますか？

資産の増加減少がない方

- 前年度に申告された方（資産を所有されている方）
 - 申告書の取得価額（イ）の金額が（二）に記載されていますか？
 - 「18.備考」欄の「2.昨年の申告資産に増減なし」に○が付いていますか？
- 初めて申告される方、該当する資産がない方
 - 「18.備考」欄の「3.該当する資産なし」に○が付いていますか？

廃業・解散・転出された方

- 申告書の「18.備考」欄の「4. 廃業・解散・転出等」に○が付いていますか？
- 資産の売却先、引継ぎ先が記入されていますか？（廃棄の場合は不要です）

新たに取得した非課税・特例対象資産がある方

- 課税申請書・特例申請書に以下の項目が記入されていますか？
 - 年度・年月日
 - 所有者コード（申告書に所有者コードの印字がある方）
 - 住所
 - 氏名
 - 資産の所在地
 - 種類
 - 品名
 - 数量
 - 取得年月
 - 取得価額
 - 耐年
 - 該当条項
 - 添付書類
- 対象となる全ての資産が記入されていますか？（数量が多い場合は別紙可）
- 認可証等の根拠資料は添付しましたか？

次ページにつづく

提出前チェックリスト（つづき）

郵送で提出される方

- 送付用封筒に切手を貼っていますか?
(封筒は市から送付した青い封筒に印刷されています。切り取ってお使いください)
- 申告書（控）の返送を希望される場合、返信先を記載し、切手を貼った返信用封筒を同封していますか？